

第3回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和元年12月18日（水）12:59～14:57
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）高橋進議長代理、佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、竹内純子
 - （専門委員）齋藤一志、林いづみ、藤田毅、本間正義
 - （政府）藤原政務官
 - （事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、森山規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）株式会社日本総合研究所：三輪エキスパート
株式会社エムスクエア・ラボ：加藤代表取締役
株式会社マイファーム：西辻代表取締役

4. 議題：

（開会）

1. 農業機械の自動走行に係る規制の見直しについて
2. 新規就農支援について

（閉会）

5. 議事概要：

○小見山参事官 第3回「農林水産ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、藤原政務官、高橋議長代理に御出席いただいております。

新山委員、三森専門委員は所用により欠席でございます。

それでは、以降の進行につきましては、佐久間座長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○佐久間座長 本日の議題に入ります。

議題1は「農業機械の自動走行に係る規制の見直しについて」であります。

スマート農林水産業については、前会議体において、農業用ドローンやトラクターの最先端のアタッチメントなどの規制の見直しに取り組み、今期はフォローアップを行うこととなっております。

今期は、新たにトラクターの自動走行、製造者の異なる複数の農業機械を使う場合におけるデータの共有化について審議することとなっております。

本日は、株式会社日本総合研究所 三輪エキスパート、株式会社エムスクエア・ラボ 加藤代表取締役より、それぞれのお取組状況、御要望をお伺いしたいと思います。

それでは、日本総研の三輪様、お願いたします。

○三輪エキスパート お時間は、10分でもよろしゅうございますか。

○佐久間座長 10分でお願いします。

○三輪エキスパート それでは、日本総合研究所の三輪と申します。

本日は、このような場に出席させていただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

それでは、早速ではございますが、資料に基づきまして、スマート農業、特に自動運転農機、ロボット、データ活用について、現状と御提言を申し上げたいと思います。

1 ページおめくりいただきましたところに、私の簡単なプロフィールを書かせていただきました。

本日、4つの面で御提言を申し上げたいと思っております。

1つ目が、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会の審議委員を務めておりまして、農業政策の観点から。

2つ目が、国立の研究所であります農研機構のアドバイザリーボード委員長及び内閣府SIP農林水産業分野の第1期のサブプログラムディレクター（副代表）など、研究を推進する立場。

3つ目が、後ほど御紹介します、農業ロボット開発、ベンチャービジネスの視点から。

もう一つは、我々農業者さんと共同運営しております農場がありますので、農業者の視点から、その4点から御提言申し上げたいと思っております。

それでは、3ページを御覧いただければと思います。

こちらが、先ほど座長のほうからも実際にお話をいただきました、スマート農業について、私どものほうで勝手案ではございますが、まとめさせていただいたものでございます。

スマート農業、今、正に百花繚乱の状況でございますが、その中で、匠の眼と頭と手、この3つに分けて整理をさせていただいたものでございます。

それぞれ状況といたしましては、かなり多くの技術が実用化段階に入っておりまして、実際、農業の現場に入りつつあるという状況でございます。

特に、先行して、匠の眼、モニタリングというところが入っておりまして、それに引き続く形で、本日の主眼になりますようなデータの活用でございましたり、オートメーション化というところが動いてきています。

イメージといたしましては、乗用車の自動運転から遅れること数年という形で、いよいよこういうオートメーション化やデータ活用が進んできていると、私ども理解をしておるところでございます。

実際に、4ページのところが、スマート農業導入効果の一例でございます。

今回、このような場でございますので、公的に公表されているデータのほうをお持ちいたしました。

私のほうでも、副代表としてお手伝い申し上げてまいりました、内閣府SIP次世代農林水産業創造技術の結果でございます。

こちらが、稲作におけるスマート農業、自動運転農機等の導入、もしくはモニタリング等を行うことによる効果の部分でございます。

横芝光町という場所でパイロットファームがございまして、こちらで実証実験を行ったところ、こちらにございますように、農業所得が4割近く増加したというところでございます。

特に、作業時間のところでいきますと、様々な部分、特に水管理が削減率7割ということで、特に、最近、規制緩和をいただいている成果もございまして、規模を拡大している農業者がたくさんおられる中で、たくさんの畑、田んぼを管理されている方々にとっては、こういうふうな管理技術というのは、今、非常に効果を上げてきているところでございます。

その中で、今日の御提言といたしましては、正に、今、普及している段階のスマート農業でございますが、実は規制よりも技術が先回りしている部分がございます。

このところについて、将来的な予測であったり、技術の実現を前提にした先回りした規制緩和をお願いできればと思っております。

それでは、7ページから3点御要望を申し上げたいと思います。

1つ目が、御案内のと通りの自動運転農機でございます。

既に、一部実証用ということも言われますが、市販化されておりまして、基本的には無人で走行を複数台させることができるようになっております。

一方で、今、圃場間、畑と畑、田んぼと田んぼの間の移動については、有人になりますので、今、現場では複数の自動運転トラクターを動かしたとしても、実際に畑、田んぼを移動するときには、そこまで走って有人で運転するというので、自転車を持って、いろんなところを走り回っているような状況、かなり本末転倒な状況でございます。

こちらに対して8ページにございますように、結局、効率性というところ、圃場間移動を妨げているのが1つ。

もう一つは、自動運転のトラクターのモニタリングというのは、例えば、今、体の不自由な方とか、筋力の衰えている高齢の方々も、今、やりたいということで、いろいろ各地で実証のお手伝いをいただいている。そういう方々の活動も妨げてしまう、ダイバーシティを妨げてしまうということも問題だと思っております。

一方で、農道というところは、非常に交通量が少ないところが多くございます。正確に申し上げますと、様々なクラスの農道がございますが、その中の田んぼ、畑の間の農道というのは、非常に交通量が少ないところがございますので、そのところについては、きちんとした衝突防止技術が導入されていることを前提に、遠隔監視、今、その方向で御議論をいただいていると思っておりますが、許可するということと、あとは、閉鎖区域を作った中で、自動運転を認めるというようなことを、農水省のほうでもいろいろ御検討をいただいておりますが、ここで、例えば、手続が煩雑であったり、表示を大々的に、水道管、ガスの工事の通行止めのようなものになりますと、恐らく農業者が実行することは不可能に

なりますので、ウェブでの簡素な申請手続であったり、三角コーンを置いただけで通行止めができるような、そういう実際に運用可能なルール、規制緩和をお願いできれば思っております。

2番目が9ページです。

弊社は、いろんな大学や企業と共同で開発して、今、試験運用をさせていただいている農業ロボットの写真をお持ちしました。

こちらは、リモコン操作、農業者を認識して自動追従、そして、自動走行ができるものでございます。

いろんなアタッチメントを換装することによって、中山間地の中小規模の農業者さんに使っていただいている。

左上が、人口約1万人のところで、お一人でナスを作っておられるナス農家さん。

右上が、山梨のブドウ畑でございます。

こういうところで、今、実際に導入が始まっておるのですが、その中の課題といたしまして、10ページを御覧ください。

今、このような農業ロボット、回転する刃等がついていないので、農水省のガイドラインの中では、特に位置付けがなされていないような状況でございます。

そのため、今、どういう状況になっているかということ、先ほどのロボットを畑に持っていくときは、軽トラに積んでおります。

我々のロボットは、斜度20度ぐらいのものもぐんぐん上っていけるので問題ないのですが、いろんなロボットを今後普及させていくことを考えますと、毎回毎回軽トラでロボットを移動させるというのは、非現実的だと思っております。

一方で、今、道路については、位置付けが決まっていないということで、車道も歩道も走れないところがございます。

ということで、今回、御提言といたしましては、農業者の方々が実際に使いやすい状況ということで、まず、第一段階としては、有人操作もしくは監視下で電動車椅子やシニアカーと同じような位置付け、つまり歩行者同様の扱いということで、車道、歩道分かれているときは歩道、両者が一体化しているときは、その道路の端を通行できるような形で規制緩和を御要望申し上げたいと思います。

また、将来的には、自動運転農機と同様に、高度な衝突防止技術等を搭載した場合については、無人もしくは遠隔での圃場間の短距離の移動というのも緩和として、是非ともお願いできれば思っております。

これが実現するだけで、農業者の方々のロボットを使う負担というのが大きく減ると考えております。

最後に、11ページの農業データの活用の部分でございます。

こちらについては、2点、御提言申し上げたいと思っております。

私自身、農水省、内閣府等の委員として、農業データの活用を進めてまいりましたが、

今、大きく2点、課題が出ております。

1つが、使っている農機であったり、使っているシステムにデータが、ある意味、縛られてしまっていると。農水省のほうでガイドラインを作っていただきまして、各データ、厳密に言うと、所有権という定義はございませんが、簡単に申し上げると、農業者が自分のデータを自由に扱えるという形になっております。

一方で、例えば、複数の農機を使っておられる農業者さんが、自分の活動記録、従業員の方々の活動記録を見ようとする、それぞれの農機にひも付いたシステムを使っている関係で、労働時間のような単純な指標ですら統合することができないということで、非常にデータ活用に困っているところがございます。

ということで、そこについては、既に政策としてはうたっておられるのですが、農機や使用しているシステム、管理アプリ等の違いにかかわらず、農業者の方々がデータの互換性もしくはポータビリティを推進いただけるような形で進めていただきたいというのが1点目でございます。

もう一つが、農業のデータ契約ガイドラインの中では、原則として、農業用のデータは農業の振興に使うという形で定義されておりますが、実際、現場に出ておりますと、農業で取得したデータを他分野で使う可能性というのが大きく出てきております。

一例として、下に書かせていただいておりますが、例えば、ドローンのベンチャーと組んで、ドローンを飛ばして、シカやイノシシがどこで発生しているかを調べた際、そのデータは、農業者、農業団体、市町村にしかフィードバックされません。

本当は、そういう意味では、野生動物が出現したデータというのは、警察、消防にいち早くお伝えすべきだと思いますが、そういうようなものを伝えるのは、今、様々なルール上の制約があるところがございます。

もしくは、例えば、ある農業者の方が倒れられて、農薬事故だということが懸念される場合に、例えば、消防の方は、どの農薬を使ったかというデータを自由に見ることができない状況なのです。

こういうようなところは、そういう緊急時については、公的な理由を目的に、そのようなデータを自由に、消防、警察等の方が御覧いただければ、どの中毒かというのを、まず、絞り込むことができるわけでございます。

もしくは、急に倒れたというときの活動記録等を閲覧するようなこともできますし、今、実際に農業用のドローンを飛ばしておりますと、道路の陥没であったり、もしくは徘徊を疑われるような方々であったり、そのようなものが見られたり、もしくは実際に営農しているかどうかの確認を納税の管理の観点からも見ることができるようになります。

このような公益性の高いものにつきましては、是非、データをそのような利用に限って、公共のために使えるような仕組み、もしくは緊急時に使えるような仕組みというのを、ガイドライン上で緩和をしていただければ、特に自治体の方々も、今、人員が限られている中での自治体経営の中でも、非常に大きな効果が出てくるのではないのかなと、日々、農

村の現場に出ながら感じておるところでございます。

なお、本日は、自動運転の農機、データ活用に限って御提言申し上げましたが、実際の現場に出ていますと、例えば、農業者が再生可能エネルギーを発電したときに、近隣の農家の方々に有償で提供するような規制緩和をしてほしいとか、もしくは、農産物を出荷したときの帰りで、近所の方の宅配便も、1回30円、50円といった手間賃、ガソリン代だけで運ぶようなことをしてほしいといった、様々な法律で、少し今は抵触するので、農村の中での互助の精神、お互い助け合う精神が、実は法律上で少し制限されている悩みもいただいておりますので、そのようなことは、また、機会があれば、改めて御提言をさせていただければ幸いです。

それでは、10分たちましたので、以上で私のほうからの御説明を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○佐久間座長 三輪様、ありがとうございました。

それでは、続けて、株式会社エムスクエア・ラボの加藤様、お願いいたします。

恐縮ですけれども、5分程度でお願いできればと思います。

○加藤代表取締役 よろしく申し上げます。

エムスクエア・ラボの加藤です。

当社は、静岡を拠点に、生産、流通、アグリテック、教育までの業を掛け算しながら、社会課題を解決するという会社を運営しています。

2ページ目、3ページ目は、その中でも流通事業で、やさいバスという共同配送の仕組みを運営していきまして、これが各地域の課題解決になるということで、今、静岡から、長野、茨城、横浜は少力で、そんな感じで広がっていると、海外もいろんなところからお問合せをいただいている、どうにか生鮮流通を最適化したいという御相談に応じているところなんです。

4ページ目、そういうことを踏まえまして、静岡の中央卸売市場の改革も、我々のほうで担っていきまして、どうにか、もう少し働きやすい、それから、生産地と購買者である小売まで全部一気通貫でつながっていくような、エコシステムとかスマートシティ的な発想ですけれども、できないかということで、今ここに少しありますけれども、バリューチェーンからバリューサイクルへ、購買者も、きちんと農業の生産の作る人のところも、思いをはせられるようなサイクル、流通の仕組みを構築しようとしています。

その際に、ここの真ん中にあります、ファースト1mileですね。なかなか、物流、それから商流も、情報流通も、全てが分断されてきた状況がありますので、それらをつなげていこうという取組になります。

その際に、ちょっと「local5G」とか書いてあるのですが、それはさておき、ファースト1mileを運行するには、いろんな障害があるというのは、先ほど三輪さんもおっしゃったとおりなのです。

次の5ページです。

今、地域にいますスズキ株式会社と一緒に、農業現場で使えるモバイルムーバーという小さい台車を開発しまして、乗れるし、いろんな作業に使えるし、無人走行にすればさらにコスト削減できるような作業台車になるだろうということで、モニター販売を来年春からしようとしています。

このコンセプトは、柔軟性です。仕様としては柔軟性、安い、あと、農家さんとしても自己メンテナンスができるような仕様にしようということで、今、開発を進めています。

実際、農研機構生研センターの研究受託などもしながら、この台車の上に作業機を乗せて、自律走行の実験をしています。

雑草は踏み踏みすると、この右下のグラフみたいに、雑草の成長が抑制されるという効果があります。ですので、農薬も要らないし、刈取りの刃もいらないし、自動走行すればということで、農家さんからの期待は熱い羨望を浴びているものの、GPSで自動走行しないと、経済的な効果が大きく出ないということで、導入効果①の7ページ目、畦畔という田んぼの周りの除草作業は、全作業の25%の作業時間を占めています。

そこをロボット化すると、私たちの実際運行した試算上、全部ロボットでできれば5分の1ぐらいのコストになりますし、もちろん時間は、見張り役、遠隔操作だけの見張りの時間になりますので、それもコストになりますので自動走行が許可されれば非常に安く済むということになります。

導入効果②、防除作業、先ほど三輪さんからもありましたけれども、かなり農薬を暴露して、農家さんは作業をしています。

農薬をまくというのは、病気や害虫が発生しやすい夏です。真夏に、この白黒の写真の方は何も着ていないですけれども、普通は雨がっぱを着て、農薬を散布します。非常に危険な熱中症と隣り合わせの作業をしていまして、ここから開放したいというのは、一つ遠隔操作の目的になります。

ですので、要望としては9ページ目、御提案は既にありましたけれども、農道、私道、私有地で遠隔監視による自立走行をさせたい。

それには必要なガイドラインが、もちろん整備した上で、我々も安全に運行することを希望しています。

もう一つは、公道です。随伴者がいれば、動かすことができるという状態は、必須かなと。どうしても公道と農道と思われるところがごちゃ混ぜに農村はありますので、そこは、是非、改革がなされないと、我々ベンチャーは日本にいられなくなってしまいますので、是非お願いしたいなと思います。

最後、もう5分たっていますので、現場からの要望で、技術研修生が一杯入ってきています。かなり、粗悪な環境の中、預かれる農家さんもいれば、もちろんすばらしい対応をされてフェアに仕事を提供している方もいらっしゃるのですけれども、いずれにしても、今、研修生できている方たちは、戻ると日本語を覚えていますので、結構、日系企業に就

職したりします。

そういう意味では、これから農産物の輸出を促進しようという中で、かなりビジネスにもつながる人的ネットワークを築けると思ってお預かりしたほうがいいのではないかと、農家さんと一緒に話をしているところです。

ですので、これは、規制は何もないのですけれども、フェアなお預かり方というか、している企業さんには何か奨励をすとか、こういういい事例があるのだよとか、何かいい方向を目立つような、何か仕組みを作っただけだと、より技術研修生をきっかけに、グローバルな視点とか、グローバルなビジネスが成長するのではないかなと思っておりますので意見をさせていただきました。

以上です。

○佐久間座長 加藤様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございましたら、よろしくお願いたします。

それでは、ちょっと三輪様に私からということで恐縮なのですが、先ほど圃場間の移動で公道等をまたぐということについての問題提起があったのですが、そもそもこういうものは、どこか車庫というか、そこから圃場に行くというときにおいて、当然、公道なのか、農道なのか分かりませんが通るところも解消されないと、結局そこだけ人の手がかかると、こういうことになるかと理解してよろしいのでしょうか。

○三輪エキスパート 座長のおっしゃるとおりでございます、正に農業者の方々の規模、作っている作物によって違うのでございますが、基本的には自宅に併設された倉庫、車庫の中で農機を管理している例が多うございまして、そこから各圃場に行くときには有人で、今は運転していると。

ここの部分が、どこまで自動走行できるかなのですが、実際に距離が遠いところでいきますと、かなり交通量が多いような公道を通るといってもございまして、現在の技術レベルでいくと、全てが乗用車と同様の自動運転をとというのは、まだ難しい部分があるかと思いますが、そういうようなところをピストンで、人が動かす等というのは、ある程度見えてくるところがございまして、少なくとも田んぼが、ここから先、例えば20枚、30枚ありますよとか、小さい方だと数枚ですけれども、そういうようなところの中の、区切ったエリアの中であれば、自動で農道またぎもしくは農道の移動、交通量の少ない公道の移動ができるという形になれば、まず第一弾としては、非常に農業者の方々の御負担を減らせるのかなというふうに感じております。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、高橋議長代理お願いします。

○高橋議長代理 先ほどローカル5Gと、加藤さんからお話ありましたが、これはそれまでの4Gでは無理で、5Gだからこそ、こういう事業ができるという理解でよろしいのか、これが1点。

2点目が、最後におっしゃったことなのですが、面白い視点だと思うのですが、これは規制ではないとおっしゃいましたけれども、外国人が入ってくることが、そもそもできない。今は、技能実習であればできる、あるいは特定活動であればできるということに、なっていますけれども、そのどちらにも入らないということなのか、教えていただければと思います。

○加藤代表取締役 ありがとうございます。

1つ目の5Gに関しては、我々、今、ロボットにカメラを付けています。それをインターネット経由、4GもしくはLTEでつなげると、かなり遅延が発生して、遠隔操作できますが、瞬時に遠隔で止められますかというのと、止められないですね。ですので、ローカル5G的な大容量通信というのが、ある程度広い範囲で、農村、今、1キロですけれども、そのぐらいあれば、かなり活動範囲をカバーした上で、自動で、遠隔操作で画像転送ができて、制御ができると。イメージとしては、ここにテレビがあって、10台ぐらい農村1キロ管内を動いていて、それを遠隔監視しながら、危ないよと言ったら、もちろん自動で止まるのですけれども、監視して人間が何か作業するということはできるようになります。

2つ目、外国人の受入れに関しては、今の制度的なというよりは、もっと何かフェアな仕組みで、例えば、あちらの農業生産法人と、こちらの農業生産法人で研修、本当に社員研修みたいな形の、相互の契約をすればいいだけなのですけれども、多分、日本の農業生産法人のほうが、まだ形態としては弱いものですから、多分そこまで何か法律的なところとかを整えることはできないのではないかなと思うのですけれども、そういうのをあちらの法人と対等に、本当に社員研修という形で、交流なのですかね。

○高橋議長代理 ただ、当然、日本に来て労働しますね。したがって、同じ組織でない限りは、研修名目では入れないのではないかなと思うのですけれども、だから、明確にそこは規制されているのではないかなと思うのです。

逆に、例えば、法人同士が提携あるいは契約をすれば、一定期間受け入れていいとか、何かそこは技能実習とは違う形の緩和なのかなという気もするのですけれども。

○三輪エクスパート その点、1点、私のほうからも申し上げてもよろしいでしょうか。

先ほどの農業ロボット、栃木県の実証事業の中でやっていますが、そちらの中でいくと、ミャンマー人の方をお二人、実際にオペレーターとして、我々もお願いをいたしました。

形態としては、農業者ではなくて、農業も分かっている工業系のエンジニアとして派遣をいただきまして、派遣先は農業法人でございます。

彼らは、やはり、日本のスマート農業技術を学んで、最終的に本国に帰って、そちらでそれを広めていきたいと使命感をもって応募をいただいたというところで、茂木町という町なのですけれども、その町長のバックアップをいただいた上で、住居等も御用意いただいて、そのような形です。

先ほど、加藤さんがおっしゃられたような研修であったり、技能の習得というのに近いような形で、対等な関係で学んでいただいたと。

我々のロボットを使うところという、今、全国でいくと、片手に入る習熟者になっていただいているところがございます。

ただ、実際の運用上は、農業という、やはり実習生に近いようなところと、特定技能のところの間のギャップがかなりございまして、農業者というよりは、エンジニアという形でマンマー人、お二人には御参画いただいたというのがあります。安い労働力を求める農村の実態であったり、お願いする作業のところからすると、若干違和感があるかなと感じています。

以上、補足でございました。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、本間専門委員、お願いいたします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございました。

三輪さんに、2点お伺いしたいのですが、資料の4ページで、横芝光町の実証試験で4割の生産コスト削減、所得は37%増加ということで、これは、113ヘクタール、かなり大きい面積でやられていて、分散錯圃の程度とか、経営形態について、お分かりだと思うのですけれども、御説明いただければと思います。

それに関連しての質問は、生産コストダウンの中身です。レイバーコストが削減されたとか、肥料、農薬等々が削減されて、一俵当たり9,000円程度を実現しているのか、どこがコスト削減につながったのかということを知りたいということです。

もう一点は、最後のページで、データシステムの話なのですが、これを共通化するとき、コストはなかなか難しいと思うのですけれども、それぞれアプリを含めて、違ったものを統一していくというときに、これは、個人でできる話ではなくて、何らかの形で、農水省なり、どこなりが一本化してデータを扱うという形で、なおかつ、個人情報保持だとか、様々なケアが必要だと思うのですけれども、そのあたりの困難性といいますか、費用でもいいのですけれども、これが実現するためには、どんな障害があるかということについて聞かせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○三輪エキスパート ありがとうございます。

本間先生から御質問をいただいた2点について、御回答を申し上げます。

まず、4ページの横芝光町なのですが、こちらは、比較的分散錯圃ではなく、圃場が換地であったり、基盤整備しながら集まったところがございますので、率直に申し上げますと、かなり条件がいいところでスマート農業の成功事例を、まずは作ってきたというのが政策的な意味合いだと思っております。

ですので、御指摘いただいたような分散錯圃になりますと、圃場間移動の時間であったり、回数が増えますので、先ほど申し上げたのは、その部分までセットで自動化と。

今回は、幸い、一区画が大きく隣接していますので、人手でカバーするということで、課題がよくも悪くも見えてこないような圃場でやらせていただいたというのが正直なところ

ろでございます。

その中で、コスト4割削減で、所得約4割増加というところの内訳でございますが、やはり、コスト削減が一番効いておりますのは、レイバーコストの部分でございます。

この部分で、右側でございますように、作業時間が3割から7割、大幅に削減できたということで、特に、このような大規模法人でございますと、従業員を複数名雇用しておりますので、その方々の効率性が大きく向上したことによって、一俵当たりのコストを下げることに成功した部分でございます。

一方で、今後の可能性としては、肥料や農薬の最適利用でありましたり、味の向上でありましたり、そういういろんな可能性がまだまだスマート農業としては残っていると思いますので、まず、労働費の削減というのが、ファーストステップとして成功事例が出てきたという形で、私自身、認識をしているところでございます。

先生から御質問をいただいた2点目のところでございます。

こちらにつきましては、まず、農業者間でのデータのポータビリティだったり、共通化、もう一つは農業からまたぐという2つがございます。

こちらにつきましては、農業分野、農業者間のところでいきますと、先ほどのSIPの事業の中でプロトタイプが作られました、農業データ連携基盤WAGRIというものがございまして、今年の4月から農研機構が運営主体となって進めていただいているところでございます。

私自身も、そちらをお手伝い申し上げてきたところでございますが、まだ、なかなか農業者の方々が、これを使って便利だと腹落ちする段階にはなっていない。それは、立ち上がったばかりですので、普及するのには時間がかかるというのは、当然のことだと思っておりますので、先ほどのスマート農業の実証事業、全国でやっているものを含めまして、今、それを使って農業者の方々が、いろんなデータをお互いに使うことで、これは便利だと言っただけのようなものが少しずつ出てきましたので、2か年の実証の中で、それをきちんと農業者の方々に腹落ちしていただくということを少し待つ必要がある。

その中でいきますと、これを各農業者もしくは各システム会社が自前で、そのような機能を持たせるのは、非常に制度上も難しいところがある、そして、コスト上も非常に難しいので、今回、この内閣府SIPの予算の中でプロトタイプを作っただけというのは、農業者の方々の将来的な負担を下げるという意味で効果的だったと考えております。

農業と他の分野のデータ連携基盤を分野間の、さらにデータ連携基盤を作るという動きも、内閣府、経産省でやっておられますので、そういうところが出てくると、先ほど申し上げたような、例えば、消防に使う、納税のときに使うといったことも、農業者の負担感なくやれるようなことができるのかなと。

まだまだ、今、発展段階、途上だなと考えているところでございます。

○本間専門委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 それでは、次に竹内委員、続いて林専門委員でお願いいたします。

○竹内委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

基本的には、お二人に御提言いただいた規制というものでしょうか、緩和をどんどんしていくべきだなと。農産地域における規制緩和のポテンシャルというのは非常に高いと思っております。

三輪様に2点と、加藤様に1点お伺いをしたいのですけれども、まず、三輪様にお伺いしたいのが、先ほど、コスト削減のところ、一番効くのはレイバーコストと、要は人件費のところだというお話をいただいたのですけれども、どうしても、それでも、なお残る部分と言うのでしょうか、その部分がどういったものがあるのか、農機のところを見ますと、私はエネルギー分野なものですから、そのエネルギーの供給とか、この機器はどうやっているのかというのが少し気になっておりまして、昨年10月ぐらいにやられた農業関係のシンポジウム、実は聞きに行ったことがございまして、MY DONKEYも生で見たのですけれども、エネルギー供給がバッテリーだったのか、コンセントだったのか、有線だったのか、ちょっと記憶がなくて、ルンバちゃん、お掃除ロボットみたいに、ある程度掃除しておなかすいたらドックに戻ってくるというような感じの機能がないとすると、当然のことながら誰かが補給しなければいけないので、そういったあたりを含めて、どういう作業がどうしても残る部分としてあるのかというところを1点教えていただきたいということ。

最後に補足としていただいた、例えば、農家さんで再生可能エネルギーをやっておられるような農家さんが、近隣、ほぼ同じような日照条件とか、風況とか、そういうことはあると思うので、そういう再エネのデータを近隣に提供するときの、何か障害がというようなお話があるやにお伺いをしたと思うのですけれども、再生可能エネルギーのデータを近隣に提供することに対しての具体的な障壁、今、アプリでも何でも、例えば、住所を入れれば、日照が分かって、大体の発電量が分かるみたいなアプリもあるくらいなので、データを提供することに、どんな具体的な障壁があるのか、追加のお話だったと思うのですけれども、教えていただければというお願いが1点でございます。

加藤様にお伺いしたいというか、これはお伺いではないかもしれないのですけれども、こちら本筋ではなくて申し訳ないのですけれども、最後に追加された、先ほど高橋議長代理のほうから御指摘のあった技能実習の件なのですけれども、これは、私も自分自身の経験でも、本業でもないもので、発言は慎重にしなければと思うのですけれども、海外から来られた方の人権的なサポートをされている友人からよく聞くのが、技能実習制度ということが、多分、大半はよく利用されているのだろうと思うのですけれども、一方で、どうしても一部安く使える労働力と認識してしまっている向きがないとは言えず、これは農業分野だけではなくて、当然全体のお話なのですけれども、その中で、安い労働力というような扱い方をしてしまうことによって、本当に加藤さんがおっしゃってくださったような人的ネットワークを構築して帰っていただくというような、次につながることに全然なっていないので、この制度が、むしろ弊害になっていないだろうかというような問題提起を

よく伺うことがございまして、その比率、いい使い方と悪い使い方の比率等もいろいろ御経験によってあろうかと思うのですけれども、そういったところをどこまで農業分野で、お二人の御知見のあるところで結構ですけれども、これを拡充していったほうがいいのか、あるいは少し見直して別制度でやるほうがいいのか、何らか具体的なアイデアをお持ちでございましたら、少し御示唆をいただければと思っております。

以上でございます。

○三輪エキスパート それでは、竹内委員から御質問をいただいた2点について御回答申し上げます。

まず、1点目でございます。先ほどの4ページのところ、スマート農業の効果の部分でございまして。

正に、人件費を削減した後でいきますと、例えば、機械費であったり、資材費などのコストの節減が焦点になってまいります。私自身、スマート農業の現場実証を御一緒させていただいている中でいくと、やはり、機械費をどう下げていくかというところが非常に問題になっているかと思えます。

いろんなところで各種報道がされておりますように、自動運転トラクターは、従来のトラクターよりも300万円高いという価格付けがされておりますので、私自身、農業者の方と、いつも意気投合するのが、「一家に1台スマート農機」ではないねということについては、非常に意見が一致しているところでございます。

なぜかと申し上げますと、非常に高効率で、場合によっては複数台遠隔でやれるのに、一家に1台持ったら意味がないわけですね。

そのような形でいくと、機械費を下げていくためには、シェアリングというのが、これからの基本になっていくと思えます。

ですので、今、私がお手伝いしているような農協さん、単協さんですと、地域のベテランの方々が自動運転のトラクターやロボットを使うのは難しいので、農協でまとめて、希望者に対して、今のはやりの言葉でいくと、サブスクリプションだと思いますが、そのような形で、作業を代わりにやってあげると、それで支払いを受ける、そのような形で、スマート農機、スマート農業ロボットの稼働率を高めると、それぞれ農家の方々の機械費というのを大きく下げることができますので、やはり、焦点はそこになってきております。

先日もちょうど食料・農業・農村政策審議会でも御提言申し上げたのですが、今の農水省の制度の一部、基本的には購入もしくはリースという形で、農業者が単体で使うものを想定されているようなものがございましたので、そちらについては、改善の御要望を強く申し上げます。

実際、次年度はシェアリングをしていくような仕組みも、新しい補助制度ができると伺っておりますので、こういうところについては、是非規制改革推進会議の皆様の方でも見ていただいて、御提言をいただければ幸いです。

また、その中での動力源、エネルギーでございますが、MY DONKEYについてはバッテリー

でございます、基本的には、今の作業形態でいくと、ほぼ一日もつような形でございますので、自宅の倉庫で通常の家庭用の電源で充電をしていただく形です。

かなりヘビーユーザーの方については、午前、午後でバッテリーを交換するという形でお願いをしておるところでございます。

2点目のところでございます。

私の説明が少し不十分で恐縮でございました。再生可能エネルギーのデータに加え、再生可能エネルギー自体をシェアするというので、隣の農業者に有償、低廉な金額で売電するというふうなことを想定しております。

今、農業用の再生可能エネルギー、発電量が小そうございまして、例えば、小水力発電という水路に入っているものなどは、系統接続してFITで売るようなものではございませんので、今、例えば、水田用のポンプを使わないときは、ほとんど空回ししていたり、余った電気は捨ててしまっておるのですが、その隣には、我々のDONKEYもそうですし、加藤さんのロボットもそうですし、ドローンもそうですし、電気が欲しい農業者さんはたくさんおられるわけです。

そのような方について、さすがに無償でというのは、将来的に難しいと思いますので、実費なり、実費プラス α ということで、電力会社でなく、そのような方々から農業者間で電力を有償で融通できるような仕組みというのがあれば、スマート農業ロボット、いちいち充電しなくても、隣の田中農園さん、渡辺農園さんから電力を、昼休みに充電をさせてもらうということができるかなと思っております。

小規模な発電ですので、発電事業者等の法律というよりは、計量法など、かなり付随的なところでの縛りしかないと同っておりますので、そういうところについても、改めて是非御提言をさせていただければと思っておりますのでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、加藤様、お願いします。

○加藤代表取締役 技術研修生の制度が良からぬ方向に行くのではないかというのは、ちょっと私もそこまですごく詳しくないので分からないのですが、現状、もう少し詳しくお話しすると、例えば、静岡県の菊川市に私は住んでいるのですが、人口の6.8%が外国人です。それは、自動車産業があること、農業も盛んであること、両方が相まって30か国から来ています。

結構、うまくやっちはいるものの、やはり、コンビニ強盗が増えたりとか、期間が切れた方たちが居留したくて、盗みを働いてという、すごく重い犯罪は、まだ起きていないのですけれども、犯罪はきっと増えそうだなというのはあります。

そういう意味では、きちんと受け入れた方たちが管理監督しているのかというのは、少し疑問がある状態であることは確かです。

犯罪を犯した方々が農業現場で採用された方かも、私は分からないのですが、私はしっかり管理されている農家さんと話をするのであれですが、大体月に30万ぐらい研修

生に払っていますと、その半分以上が送出し機関と受入れ機関に渡されて、研修生の手取りは十二、三万だと聞いています。

ですので、そういう意味では、制度を運用する方法をもう少し改善したほうがいいのかもかもしれないというのは、その価格構造を見ても思います。

彼らは、非常に真面目で、どうして外国人の方を使わなければいけないかという、今、申し上げたように、コストではないですね。日本人は農業という作業に耐えられないのです。地方に住むということ自体に耐えられないので、外国人は出稼ぎで3年間と期限も決まっています、がむしゃらに働くというところで、農業者が外国人を好んで採用すると、今はなっています。それが現状です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、林専門委員、お願いします。

○林専門委員 御説明ありがとうございました。

本当は、加藤様に中央卸売市場の改革についても、是非お話を伺いたいのですが、今日は、AIデータ関係ということで、三輪様に2点お伺いしたいと思います。

まず、農業機械の自動走行についてなのですが、規制改革推進会議においても、かねてより農業者の手取りを1円でも多くするために、AIデータ活用をして、生産性を上げることに取り組んできております。この流れの中で、既に農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインが、御案内のように、平成29年にできて、昨年も一部改訂されたところだと承知しているのですが、本日、御指摘のあるような圃場周辺からの公道をまたぐとか、通らざるを得ないような場面について、目視管理が必須だったりとか、圃場に運ぶまでの問題、これは、今日いらっしゃる専門委員の生産者の皆さん、齋藤さんたちからも、実務も含めて御紹介があった問題点が、まだ残っているという御指摘を受けました。

これを改善するには、ガイドラインの改訂で足りるのか、それとも道交法など、国交省との取組が必要なのか、その辺、このシステムについて、深く専門でいらっしゃる三輪様から御意見を伺いたいと思います。それが1点です。

それから、2点目の質問は、データ活用の点なのですが、農水省でもデータ契約ガイドラインの次のものとして、農業AIサービス等の導入促進のための契約ガイドライン検討会というのを始めていまして、私もその委員なのですが、近々取りまとめをするところまで来ています。AIが動くにはデータがなければただの箱になってしまうので、データが必要ですが、農業者・生産者の方は、そのデータの利用者である場合と、それから、教師データを作るためのノウハウ的なデータを提供される場合の二面性があります。先日、11月21日に行ったアグリビジネスフェアでも、トマトの施設園芸にAIを活用していらっしゃる大山さんというトマト農家さんなどは、ノウハウを提供して開発したAIを活用して生産性を非常に上げられたという例を挙げていらっしゃいます。そういう篤農家の方のノウハウを出す場合には、やはり知的財産的な保護をちゃんと確保してほしいというのが、データの

出し手の御意向でございます。もちろん、国内での後継者に匠の知恵を承継していくというところはいいけれども、それを機器メーカーなどが海外に持って行って、どんどん海外で展開されてしまうということになると、自分たちとしては、そういうつもりはなかったのだということになってしまうので、その線引きはしてほしいという御要望がありました。三輪様の資料にも、「事前に農業者の承諾を得た上で」と書いてありますが、このポイントをしっかり押さえる契約慣行を、今後整備していきたいと考えています。その先の、おっしゃっておられる、ある程度公益的なデータについての共有を図っていくという部分については、いわゆるAPI開放のような話だと思うのです。

そこで、API開放をするに当たって、官と民で、官の役割として、API開放にプラスになるような、どんな仕組みがあるのか、もし、海外事例などで参考になるものがありましたら、教えていただけないかと思えます。

以上です。

○三輪エキスパート ありがとうございます。

それでは、今、御質問をいただいた点について御回答を申し上げたいと思えます。

1つ目は、正に自動運転農機の生産性のところ、公道をまたぐ、もしくはそこに運ぶというところに対する規制でございますが、大きく2点ございまして、1つはガイドライン上の部分で、かなり解決できる部分はあるかと思えます。

今、ガイドラインについては、1つは、先ほど冒頭申し上げたように、技術革新に劣後しているような規制がある部分というのが1つ。

もう一つは、先ほどのような小型農業ロボットなどは、そもそも位置付けられていない。除草のロボットなどは危険性があるということで位置付けられているのですけれども、それ以外のものは位置付けられていない。ここは、私も含めて、農業分野の言葉の使い方なのだと思うのですが、あそこのガイドラインでいうと、いわゆる農業ロボットというのは、自動運転の農機でございまして、加藤さんや私どもがやっているような小型農業ロボットというのは、もともとは余り範疇に入っていないところでございますので、少しそのままガイドラインを使うと、逆にいうと、農業ロボットの普及を妨げるようなところもございまして、ないと、全ての責任がガイドラインの中で準拠というので、ある意味、リスクヘッジすることができないというところがあるというのが1点でございます。

もう一つは、やはり、公道のところになりますと、道交法の縛りというのは、かなり大きくなってきておるところでございますので、ここの部分については、やはり大きさであったり、速度であったりということを考えますと、御議論いただいているような乗用車の自動走行と同等のものというのは、なかなか難しい部分がございますので、その中で申し上げますと、先ほどのように、まずは有人下での歩行者同様の走行がファーストステップ。

その後は、技術革新に伴いまして、一定の条件はあろうかと思えますけれども、公道の走行を無人でも認めていくという形、そのときに、乗用車と完全に同等レベルという形ですね、正に、ルールをそのまま読みますと、道交法上になりますので、となると、ナンバ

一を付けて、様々な車検をするとなると、恐らく農機やロボットには使えないような形になってしまうということを懸念しているというところがございます。

そちらに対しては、1つは特区でと、もしくは経産省のサンドボックス型というのもあるかと思いますが、その中で、幾つか事例が今後出てくるかなと、各地域で、そういう自動運転のトラクターや農業ロボット、ドローン等、複数の農家で、複数の田んぼ、畑で使いたいという話が出てきておりますので、そのようなところでの実用性だったり、危険性というのが確認できれば、交通量の少ない農村地域には、是非普及できるものなのかなと、緩和できるものなのかなと考えておるところでございます。

あと、農業データのところについて、正に林専門委員も御指摘のとりの部分でございまして、1つは匿名加工が農業データは難しい部分がございます。

例えば、こういう栽培をしましたというときに、位置情報がないと、ほとんど役に立たない情報になるのですが、位置情報がある程度特定されてしまうと、この農家だというのが分かってしまう。

特に、先ほどお話があった100ヘクタールとなると、かなり曖昧に座標指定しても、この農家だと分かってしまうところがございます。

あとは、情報銀行で議論をされているような形での有用なデータの売買というのが、将来情報銀行の枠組みの中で出てくるかどうかというのが、私自身も少しウオッチさせていただいているところがございます。

あと、オランダ等の事例を見ますと、ローデータをそのまま使うのではなくて、そのデータを有償、無償、様々な形で買い取って、それを加工した中での栽培の、いわゆるレシピ、マニュアルという形もしくは様々な機器の設定値という形で、そういう技術コンサルから農業者の方に提供するという形で活用が進んでおります。

例えば、こういう作物は、このときはこの温度で制御するのがいいと、このような作物、この地域ですと、耕すときは、何センチ耕せばいいというのが、温室であつたり、自動運転トラクターにデータとしてフィードバックされますので、まず、第一段階としては、そういうローデータをそのままいろいろシェアしていくというのではなく、それを加工したのに対して価値を持たせて、そこの部分を最終的に農業者にちゃんとキャッシュをフィードバックできるような仕組み作りというのが、現時点では有用なのかなと思っております。

また、官が関与するAPI開放の部分でございしますが、海外を見ても、なかなか事例が、今、ないというところございました。

例えば、ドローンの画像データ等については、日本に比べて規制が少ない国、アメリカ等もそのような形で聞いておりますので、そういうところは、そもそも日本で言うと、イノシシが出たというときに、ある企業さんが言われていたのですが、1つはJAから頼まれてイノシシの被害を調べた。

もう1つは、自治体から頼まれてイノシシがいなかったかどうかを調べたと、データを一緒

に使ってはだめだと言われた事例があったのですけれども、海外は、そのような制約が余りない中でいくと、積極的ではないにしろ、1つのデータを使うことはできている状況でございます。

ただ、積極的に、先ほど申し上げたような、何か不測の事態に、その方々の作業履歴であったりとか、危険性というのを積極的に、例えば、警察、消防、自治体が見るということまでは、海外でもほとんど進んでいないところでございますので、逆に言うと、今の行政のデジタルトランスフォーメーションという観点で考えますと、こういうことを欧米に先立って日本でやっていくというのは、特に農村のような自治体経営が厳しいところになりますと、負担を下げるためにも有用なのではないのかなと考えているところでございます。

○林専門委員 ありがとうございます。

官もそうなのですが、民が、例えば、コアの部分の共通言語を標準化するとか、民のほうから動くという要素もあってもいいのではないかなと思いましたが、また、勉強をさせていただきたいと思います。

○三輪エキスパート ありがとうございます。

農業データ連携基盤の中で、一応共通化とか、語彙の標準化とかいうのは、農水省等でも進めているのですが、まだ不十分な部分もあろうかと思っておりますので、また、改めて御説明をさせていただければと思っております。ありがとうございます。

○佐久間座長 それでは、次に南雲座長代理、お願いいたします。

○南雲座長代理 ありがとうございます。

御説明、どうもありがとうございました。

最初は、三輪さんに御質問です。

今のデータ関連のところなのですけれども、多分、データの流通性と共通語彙基盤のところは、おおい、追いついてくる可能性があると思うのですけれども、もっと根深いと思っているのが、いざデータを集めたところで、それをクレンジして使えるようなものにし、AIに載せて更に利用していくときの人材がないのではないのかという問題です。これが、非常に日本は深刻かなと思えます。つまり、データを流通させるための仕組み、法・規制の緩和に加えて、人材を育てるための、特にアグリテック系のデータ人材を育てるためのインセンティブがないと、多分、バリューチェーンとしても完結しないと思うのです。その辺について御意見があれば、まず、お伺いしたいというのが1つ目。

2つ目はハード面に移りますけれども、これは、お二人に是非教えていただければと思います。今度はスケーラビリティに関することです。ビジネスモデルを組んでいくときに、いろんな農家の方に機械、ロボットを入れていきますと、次に、メンテの問題が必ず出てきます。

サブスクリプションとかシェアリングという形でコストを抑える方法があるのですけれども、一方でメンテが成り立たないと、車のディーラーと一緒に、なかなか浸透していか

ないと言われていました。メンテまでを含めたときに、コストが合うのか、ビジネスモデルとして帳尻が合いそうなのかどうかという点を教えてください。

最後に1点ですけれども、オランダの話が出ていました。私どもの関連するスタートアップ企業で農業用ロボットを取り扱われている先が、オランダに出て行かれました、やはり、フィールドは海外のほうが広いという側面と、それからデータの流通とか、規制環境も海外のほうがいいのかなという印象を受けているのですけれども、お二方の立場からして、やはり、ロボットとか、スマートアグリといったときに、海外に出ていかなければいけないというようなプレッシャー感がどのくらいあるのかという肌感覚をお聞きしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○三輪エキスパート それでは、まず、私のほうから御説明をさせていただければと思います。

まず、今、南雲座長代理からいただいた1点目のところでございます。

やはり、実際問題、AI人材の部分、農業分野、アグリテックのところはかなり不足しているところがございます。

私自身がアドバイザーボードの委員長を務めております、農研機構におきましても、新たにAI人材を積極的に他分野から採用するというところで、今、そのようなセンターを作って動き始めたというところで、まずは第一歩というところかと思ひます。

一方で、例えば、民間企業では農業に余りこれまで触れてこなかったようなシステム担当者や、データサイエンティストも、実は、この農業分野に、民間のビジネスとしては、かなり参画し始めています。

そのような形で、正に農業外のところで、農業のビジネス化というところにチャンスを感じておられる方が、徐々に出てきておりますので、そこをいかに支援していくかというところかと思ひております。

ただ、実際問題、まだ農業でもうかるか、もしくは民間が参入するときのお客さんとして農業法人や個人の農家の方々が見たときに、十分なAI活用をするような人材に対してフィーが払えるかというところと、まだ厳しい部分がございますので、そこのところは、やはり、最初の正にデータを構築するところを含めて、公的なサポートというのが、今から3年ないし5年という期間は大事なのかなと。

そこで一旦、ロケットの一段目が上がれば、そこからは民間の事業として、例えば、オランダ、アメリカと同じような形で回していくということが可能なのかなと。

やはり、欧米ですと、比較的大規模、中規模な農業法人が多いので、お客様というのが存在するのですけれども、日本の場合は、非常に限られているところで、少し難しい部分があるというところかなと思ひておるところでございます。

ハードウェアのところでございますが、メンテナンスのところについて、我々の農業ロボットのところでいきますと、基本的に、全国に既存の農機であったり、農業用の小型機械等で、メンテナンス網を持っているところと組む形で、今回サブスクリプションモデル

を展開していくというところでございます。

その中でいくと、JAグループの方々の御協力もいただくという状況でございます。

一方で、全国くまなくそのような体制を組めるかという、正直申し上げて、今、難しい状況ですので、MY DONKEYにおきましては、重点的なエリアを決めて、その中で複数台使ってもらおう。

要するに、何々県何々市に1台、何々県何々市の何々島に1台という形ではなくて、この地域で5台、10台、20台入っているところに対してメンテナンスの体制をきちんと構築するという形でやっているところだと思います。

ただ、一方で、農業ロボットを見ますと、従来の大型農機に比べると、メンテナンス性というのは、日々向上していますし、小型の機械でございますので、例えば、自動車の整備をされている方とか、家電の修理をされているような方が、将来扱えるようなものになってくると思いますので、そのところについては、農業ロボット各社が協力しながら、そのような専門のメンテナンス業者ではなくてもやっていけるような体制を築くということで、1つルール作り等も、我々農業ベンチャー側が考えていかなければいけない課題のかなど。

その中で、最後に御質問をいただいた海外の部分でございますが、実際、先ほどのように、ミャンマー、ベトナム、タイなどをやらせていただいて、ちょうど先日は、議員会館のほうで東南アジアから、議員や首長の方がお越しいただいたときに、このロボットの御説明をしましたが、やはり、1つはマーケットとして海外が非常に魅力があると。日本の農業形態に非常に近いところが中国、東南アジアあたりにはたくさんあるので、そこを狙うのが1点。

もう一つは、座長代理から御指摘をいただいたように、日本だとトライできないような実証が海外ではできる。

例えば、今、私のスマートフォンだと、ミャンマーの農場に置いてあるセンサーのデータ等が見ることができるので、実は研究開発というところではいきますと、余り国境というのは関係ないところがございますので、例えば、自動走行をトライですとか、ドローンとロボットの協調をトライですとか、日本よりもまける農薬の種類が多いとか、そういうような形での規制がある意味緩いところで開発を進めて、それを日本に持ち帰ってくると。

研究開発の総本山は日本だと思っておりますけれども、それをトライアルして技術をブラッシュアップするところについては、余り国境を意識せず、逆に言うと、グローバルに出ないと、恐らく欧米系のロボットベンチャーに劣後してしまうのではないかと、そのような危機感を非常に強く持っております。

可能であれば、日本でもっと自由に、つくばのロボット特区みたいなものが、より広がる形で、我々農業ロボット業界でも、そのようなものが使えれば、非常にありがたいなと思っているところがございます。

以上でございます。

○加藤代表取締役 私の方は、スケーラビリティですね。

我々の今開発している、今回お話ししたモバイルムーバーに関しては、スズキさんと一緒にやっていますので、そういう意味では、スズキのサービス網を活用させていただければと思っています。別に、これは承認を得たわけではないので、勝手に言っているのですが。

あとは、進め方の戦略としては同じですね。やはり、エリアを区切らないと、あちこちで何か火が起こっても、すぐに消しに行けないものですから、なるべく、我々は静岡にいますので、東海エリアを中心に始めながら進めていくのがいいかなというのが1つ。

あと、そもそも我々は、業務改善とか、農業ロボットを開発するに当たっても、先ほど申し上げたような柔軟な仕様でなければならない。コストは安くなければならない。自己メンテナンスといって、農家さんがメンテナンスできるようなデザインでなければならない。この3つはキーポイントだと思っています、ですので、何か壊れてしまったら、スマホみたいに、一回送り返せと、新しいのを同時に送るからというので、使っておいてもらう間に、こちらでもう少しメンテナンスをすとか、そんなこともできるような、少しレゴ的な発想で機械をデザインできると、よりスピーディに皆さんの機械が持続的に動くというサービスが構築できるのかなと思っています。

海外に関しては、もうおっしゃったとおりなのですが、これ以上、何かできないのだったら、もう海外に行ってしまうかなというのが、ベンチャーとしては、率直な意見です。だって、試験できないということはイコールもう稼げないのですから、我々もそれこそいろんな各国とつながりがありますので、そういう意味では、向こうへ行ってしまうと、やった後、日本が何か10年後準備が整ったら戻ってこようかなぐらいの感じです。

もう一つ加えると、データクレンジングとか、データアナリストが少ないのではないかなという点に関しては、そうかもしれないのですが、もっと少ないのが、サービスデザインする人がいないのです。これは、決定的に少ないです。

我々に仕事が、ベンチャーなのに、こんなに一杯やらなければいけなくなってしまった経緯が、結局、いろんな課題をきちんとつなげて整理して、次の世代、10年後、20年後を考えながらデザインする人がいない。それは、勇気がないのか分からないですが、皆さん、知恵はあるので、きっと一歩踏み出す勇気がないだけかもしれないですが、サービスデザインをきちんと学んで、実装するという人材が、まず必要で、そうした後に、ITというのは、技術的なところなので、別に買ってくるというか、育てるのもしかり、外国から連れてくるのもしかりだと思うのですが、農業で言うと、今の延長線上に未来はないので、こちらを作っていく人たちを少し増やさないと、なかなかこのままでは難しい、市場改革をやっていると余計に思うのですが、そう思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、時間もまいりました。本日、三輪様、加藤様、大変貴重なお話をありがとうございました。

お話を伺っただけでも、三輪様の言葉を借りれば、匠の手と匠の頭のスマート化ということではあるのですけれども、まだまだ自動走行トラクター、さらにはそもそも規制が追いついていない、今まで考えられていなかったロボット等について、不便な点が多々あるということ、さらに言えば、加藤様に、是非日本に残っていただくためには、非常にいろいろな課題がまだ残っているということなので、現行制度の検証を含め、農林水産省、警察庁、国土交通省と、今後、少なくとも圃場間はですね、規制のない形で乗り越えるようなことを議論させていただければと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

それでは、議題1につきましては、以上といたします。

(説明者交代)

○佐久間座長 それでは、議題の2に入ります。

議題は「新規就農支援について」であります。今期の主な審議事項としまして、若者の農林水産業への参入促進を図るべく、法人経営を初めとする農業者への支援制度の検証と見直しなどについて審議することとなっております。

本日は、新規就農支援のための農業スクール事業などを行っております、株式会社マイファームの西辻代表取締役より、お取組状況や現行の制度に関します御意見等について、お伺いしたいと思います。

それでは、西辻様、よろしくお願ひいたします。

恐縮ですけれども、15分ほどでいただければと思います。

○西辻代表取締役 それでは、よろしくお願ひいたします。

今、御紹介いただきました、マイファームの西辻と申します。

本日は、弊社で行っている新規就農者向けの農業スクールについての御説明と、卒業生が、その後、どのように農業の現場に根付いているのかということについて、お話をしたいこうと思います。

まず、最初になのですが、弊社の農業学校を設立した経緯なのですが、経緯としては、今、農業が非常に多様化しているという意味で、就農する際に、たくさんの選択肢を持つことができるというのが、以前の農業の姿と違う形になっておりまして、ある人は6次産業化を目指し、ある人は法人を目指し、ある人は半農半Xの姿を目指しということで、その選択肢をきちんと見定めるためにも、学校の教育機能が必要だということで、この学校を作っております。

では、内容については、資料を使って説明していきたいと思います。お手元の資料のページを1つおめくりください。マイファームの説明から入りたいと思うのですが、弊社は、もともと2007年から設立した貸し農園を展開する会社でした。

農業をしたことがない人たちに対して、農業を楽しんでもらおうということで事業拡大をしてきましたが、農業を楽しんでもらうフェーズから、楽しんだ後に学んで農業者になっていただくというヒューマン・バリュー・サポートと言っているのですけれども、それ

を作るために学校というものをやっております。

1 ページめくっていただきまして、農を学ぶ場所という資料からいきたいと思うのですが、現在、弊社が行っているアグリイノベーション大学校というのは、今ある他の学校とどう違うのかということについて、この資料を使いながら説明していきます。

現在、主な農業者にとっての学校機能というのは、農業大学校がベースになっておりまして、それ以外でいくと、農家さんのところに丁稚奉公をするというのがあるかと思えますが、そこに対して、基礎技術を学び、広範囲な学びを得る場所というものが非常に少ないという現状がありまして、そこを私たちは狙っていこうということで、左上のところにポジショニングをするという形でやっております。

従来の農業の姿でいきますと、10年たってやっと一人前と言われるような世界があるわけなのですが、必死で勉強して、必死で学びを得れば、10年かからないというのが、私たちの思いでして、めちゃくちゃ真剣に1年しっかりと学ぼうというような形でやっております。

また、学び方に対しても広範囲で基礎技術ということですので、例えば、ハウレンソウの農家さんのところに修行に行くといったときには、ハウレンソウの技術は身に付きませけれども、その方が他のトマトや果樹、そういったものを作るということはなかなか難しいという現実がありますので、この学校では、基礎的な土壌学や植物生理学、そういったことを分かりやすく体系的に説明するというので、卒業時にたくさんの選択肢を得られるようにという考え方でやっております。

つまり、短期間でみっちり学びながら基礎技術を磨く。そこで卒業した後に、自分で行き先は選ぶというような形を推進しております。

次のページをめくっていただきまして、卒業生の姿について御説明をしていきます。

卒業生ですが、主に独立就農する方が、一番比率としては、まだ多いです。こういった方々は、ほとんどが脱サラ組でございまして、ひと昔前でいくと、コンビニのオーナーをやろうとか、地方で板金屋さんをやろうかというようなフランチャイズを受けるような方々が多かったと思うのですが、そういった方々になりかわって、この農業という選択肢が出てきている。

そういう意味で、独立就農される方々の多くは、40代の方々が多いという現状があります。

比較的、資金や社会人経験に関してはあるけれども、農業技術がないということと、ネットワークがないということが課題になっておられます。

ただ、ここの青枠にも書いたように、彼らは社会人経験をしっかり積んでいますので、卒業した後に、きちんと営農計画を作り、自分の事業プランを作ってやられることが多いのですが、現状では、認定新規就農者にいきなりなるということが、なかなか難しい制度になっておりまして、この点に関しては、後で御説明をしたいと考えております。

また、次のページをめくっていただきまして「ライフスタイルに活かす農業スタイル」

というページがあるのですが、こちらに関しては、先ほど申し上げたとおり、卒業生の中には、半農半Xをしながら週末農業をしていくという希望を持った人たちもいるのですが、現状、こういった希望を持った人たちに対しては、なかなか制度として何もないという状況があります。

なぜかという、基本的には、今、農業をするというときには、専業でしっかりやってくれという方針があるかと思いますが、一方で、こういった半農半Xのニーズというものもあるということ、今日、お伝えしたくて、今、お話をしています。

この方々に対してなのですが、できれば、農地を借りるときの下限面積を緩和していただきたいと思っております、現状、各自治体によって下限面積は変わってきていますけれども、利用権や賃借権を設けるときに、ここのハードルを低くしてあげると、多くの半農半Xの人たちが増えてくるのではなかろうかと考えております。

大阪府では、以前独自の制度を使って、下限面積を500平米に下げられておりますが、大阪府が私たちから見て、一番都市農業で半農半Xをする人たちの制度が整っていると思われまので、非常に多くの方が関西のところに行くというような状況があったりします。

各都道府県で定めるというのが、今の制度ですけれども、できれば、国の統一基準として、引き下げをというのが、私たちの見解でございます。

その下は、少しそれてしまうのですが、今、都市農業の部分においても、そこで親が農業をしていて、子供がサラリーマンで働いているという人たちも多くいるのですが、この人たちが、今、帰農したがっているという現実があります。

比較的都市部中心に近いところで農地をお持ちですので、この方々が、今、農地を手放さずに後を継ぎ、その農地を守ることが非常に大切だと、私たちも考えておりますし、持ち主の彼らも同じように考えておられます。

そこで、都市農業に関して、今、法制度がかなり変わっているところかと思っておりますけれども、生産緑地を借りるときに対しても、レストランを作りましょとか、直売所を作りましょと、こういったことを結構言うのですけれども、現実としては、なかなか進まないという問題があります。

その点でいくと、例えば、農地の部分で、農家レストランを作ろうという観点に基づいたとき、例えば、衛生面で、なかなか食品衛生の許可が出ないということがあったりとかしますので、ここは、もう少しリサーチをすれば、どうやったら、もっと農家レストランを作りやすくなるのかと、直売所を作りやすくなるのかということは出てくるのではないかと考えています。

次をめくっていただきまして「キャリアを活かす農業 農業×異業種」というところですけれども、社内で起業される方も増えてきております。

この事例に載っているのは大手企業の会社さんの社員さんですが、この方は、うちの学校で学ばれた後、企業さんの中で、農業法人部門を作られて、農福連携という形でやられておりますけれども、この方々の私らへの質問が、農地を所有したいのですがという依

頼が来たのですけれども、現状、なかなか農地を所有することは難しく、長期間の農地賃借でいいのではないかということでアドバイスをしましたが、本音としては所有をしたかったという話がありましたので、ここにも書き添えておきました。

今、下のところなのですが、うちの学生の中で、一番多いのが、IT企業からの転身が一番多くなっております。

IT企業は、働き方改革が進んでおりまして、年配の方などは、時間が空いてきて副業をすると、その副業になぜか農業を選ぶという方が非常に多いのですけれども、その方々が、自分の知識を生かしてスマートアグリに取り組みたいとおっしゃられることが多々あるのですが、例えば、ドローンの規制などに関して、なかなか自由にできないということで、止まっている人たちを多々見受けますので、その部分に関して、何か規制緩和があるといいのではないかと思っております。

次からは、沿革に関して、少し流して話していきますが、弊社、アグリイノベーション大学校は、2011年から2019年の現在までやっておりまして、卒業生の数は1,600人を超えております。年間の授業料は約60万円です。現在では、JAとの提携校または自治体との提携校が増えてきておりまして、アグリイノベーション大学校以外に各地で学校をやっております。

次のページをめくっていただきまして、アグリイノベーション大学校が提供しているものなのですが、先ほど、お話をした技術力以外に、経営力、選択肢を自分で見つけ、ベストな選択をするという経営能力を磨く以外に、仲間を作るという部分で、仲間作りを重視しておりまして、今、1,600人の卒業生のうち、農業者は800人おりますので、その方々が、日本中に散らばってネットワーク化されているという現状があります。

次のページをめくっていただきまして、何を学べるかというページなのですが、こちらが学ぶ内容になっておりまして、技術論以外に、実習をきちんと設けるといような形で、上滑りしないような農業者になってほしいと思っておりますので、机上の話だけではなくて、実習を行うということです。

座学のほうは、例えば都内に関しては法政大学と東京農業大学を使わせていただきながら、実習のほうに関しては、弊社の埼玉の農場、千葉農場、横浜農場で展開するといような形でやっております。

ちょうど、今日のワーキング・グループの議題1のところ、エムスクエア・ラボの加藤さんと書いておられますけれども、加藤さんうちの講師をやっていただいておりますので、スマートアグリ授業を展開していただいていると、こんな感じでネットワーク化をしながらやっているという現状があります。

めくっていただきまして、少し飛ぶのですが、弊社の実習圃場紹介というところがあるのですが、この実習圃場が、先ほどお話をした千葉、埼玉、横浜、大阪、京都と、あと、兵庫の丹波という形でたくさんの農場があるのですけれども、それは弊社の自社農場になっています。

ちょうど認定農業者の制度について、変わるというふうにお伺いしておりますが、弊社などでは、全国の認定農業者になって、一気に各地域の実習圃場のところで、認定農業者として活動していきたいというふうに思っております、また来年から認定の制度が始まるかと思えますけれども、その際に、例えば弊社の学校を出た卒業生に関しては、認定農業者のところで学んだということで、各地に旅立つときに、認定新規就農者扱いになればいいのかなとか、そんなことは考えていたりもします。

次のページのところなのですが、サポート制度のところ、10大サポートというページがありますので、少しおめくりいただけますでしょうか。

弊社の学校の一番の強みは、この10大サポートでございまして、これは本当は、各地域の普及員の方や、農業経営アドバイザーの方とか、そういった方々がやるべきものではないかと思っております、弊社のほうで農地を探したり、彼らのキャリアサポートをしたり、販売先を探したりということに取り組んでございまして、こういったことに対して、非常に評判をよくいただいておりますので、これは弊社だけではなくて、各自治体や、農政機関、農協も含めてやるべきことなのではなかろうかというふうに考えております。

時間の関係で全部のサポート制度については、御説明はちょっと難しいので、つらつらと書いてあるページを御覧いただきたいなというふうに思っております。

最後のページを御覧いただきまして「提案事項（まとめ）」というのが最後に付いております。

今、お話した内容を含めてなのですが、再度お話をします。

農業者を支援する制度を充実させてほしいということで、実務的な農業経営に関するアドバイスの拡充や、本格的な新規就農に向けて、仕事を継続しながら週末に農業研修を受講する人に対する支援、既存の農業者の学び直しのために研修をすることに対する支援等を強化していただくことで、農業全体が盛り上がってくるのではないかと考えています。

また、認定新規就農者の要件見直しというところに対してなのですが、現状は、地域の農業大学校を出た人たちは認定新規就農者にいきなりなれるという特典がついているのですけれども、こういった民間の農業学校で学んだ方は、技術がまだ完璧かどうか分からないから無理と言われて、なかなか取り合ってもらえないことが多く、多々困っている様子を私は聞いておりますので、そういった面に関して、認定新規就農者の要件見直しがいただけるとありがたいというふうに思っております。

また、こちらは新規就農者への農地のあっせん制度なのですが、現状は農地中間管理機構を初め、大規模に農地を集約化して、営農を行っていく者に対しては、比較的手厚いサポートがあるというふうに感じておりますが、新規就農者が農地中間管理機構に行っても、そういった新規の人に貸せる場所はないということや、拡大の意向に疑問符がつくということで取り合ってもらえないことが多く、相変わらず農業を始める際の新規就農者の農地取得に関しては難しいという現状があります。

私、13年前に就農していますが、このときよりは、大分緩和はされていますけれども、もっと新規就農者が農地を取得できるような環境にされるべきではないかというふうに思っておりますので、そういったことを、今日は申し添えたいというふうに思っております。

時間が来ておりますので、以上にさせていただきます。

ありがとうございました。

○佐久間座長 ありがとうございました。

本日、西辻様に15時までお時間をいただいておりますが、15時から御移動ということでございますので、各委員の皆様には、それを念頭に、特に最後の30ページで、まとめていただいた事項等で、御意見、御質問があらうかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

藤田さん、お願ひします。

○藤田専門委員 ありがとうございます。

農業をやっている立場なのですけれども、農業大学校の学生を何度か、うちの会社に入ったりしているのですけれども、確かに、その人が卒業したからできるとは全く限らないというのが現状です。

ということから言いますと、農業大学校の認定要件が緩いというのは問題だなという気がしております。

実際、現場においては、その要望は、相当、私も前から話をしていますし、その人が優遇措置というのは、ちょっとおかしいかなというのは、私も感じております。

ただ、認定新規就農者が、今言ったことの認定を受けて、メリットがあると思われることは、ほかまだ幾つかあるのでしょうか。

○西辻代表取締役 基本的に認定新規就農者になると、例えば、公庫からの融資を借りやすくなるということがあるのですけれども、なかなかうちの場合、卒業生がそれを得られないので、結局、地銀さんに話をしに行ったりだとか、あとはプライベート農業ファンドに話をしに行つて、何とか資金調達をしないとイケないと。できなかった人たちはジリ貧からスタートするしかない、こういう状態になっておりまして、非常にもったいないなというふうに思っています。

○藤田専門委員 もう一ついいですか、農地を取得したいということに、非常に強いお話を感ずるのですけれども、貸借という形が、今、基本的に一般化していると思ひますし、それも最近は特に長期の貸借が多くなつています。かつ、なかなか借り手がなくなつていく状況が、これから来ると思ひますので、余り危惧されなくてもよいのかなと、僕は思っているのですけれども、そこらはどう考えていますか。

○西辻代表取締役 そうなのです。実際のところは、これは私の持論にもなつてしまうのですけれども、新規就農者こそ一番いい優良農地を地元の農業者や、農業団体や、自治体は提供すべきと思ひまして、その地域の支える未来の金の卵ですから、その方が農地を得られるようにという思ひはあつたりするので、一番いい農地を紹介してほしいと、僕

は思っているのですが、それはさておき、一般論として卒業生が農地を探しているときに、例えば地元へ帰って農地を探しますと、こういったときにも、農地中間管理機構に行くと、ちょっと面積が小さ過ぎるから駄目だよと、こうなってしまうのです。

では、次の窓口は、どこに行くかという、自分で探しまくるというような話で、地元農家にも回っていくわけなのですけれども、ほとんどが、おまえなんてできるはずがないではないかということで、なかなか取り合ってもらえないのです。

唯一出てくるのが、もう俺はここを使わないから貸してあげるよというときですけれども、それはほとんどが、その農業者がもう用なしの場所なので、いわゆる1級、2級の農地の区別をすると、三流の農地を紹介されてしまいますと。

そうすると、新規就農者というのは、金の卵であるはずなのですけれども、この方がやる農地というのは、ほぼ耕作放棄地に近い農地を借りることができると、こういう話ですね。

○藤田専門委員 それは、きっと地域によるのです。例えば、新潟においては、新潟は今まで確実に農地を皆さんが取り合いをしていた時代です。ここに来て急に、もうどこでも作ってくれという状況なのですよ。

ですので、日本中探せば、これからは、どんどんそういう場所が出てきて、優良農地という意味が、またいろいろあるのですけれども、その人によって優良農地は違うと思っていますし、いろいろあるのですけれども、可能性としては、そこら辺は相当よくなると、私は感じています。

ただ、中間管理機構が、どう判断されるかに関して、ここは非常に大事なところだなと思っていて、もう少し公平にやってくれればと、私も思っております。

○西辻代表取締役 私も、これからどんどん農地は出てくると思っていて、時間の問題だとは思いますが、この学校の卒業生や農業をやりたい人たちは、どんどん現状は今出てきているという状況なので、これから農地が出てくるのは、これぐらい後だとすると、間に合わないのではないかと、こうなるので、今、地域差があるとおっしゃったところが、もし法制度として、もっと一律にこっちに近寄りなさいという何か制度があれば、この人たちは生きてくるのではないかと、こんなふうに思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に竹内委員、その後に齋藤専門委員、お願いいたします。

○竹内委員 御説明ありがとうございます。御無沙汰しております。

私も今一番お伺いしたかったのが、今の御質問で出ました土地の貸借の件で、貸借だと何が具体的に問題なのかというところ、例えば資金調達に難を来すとか、そういったところが問題なのか、あるいは、もう一つ、それを長期貸借しかやりようがないということになるのが規制の問題なのか、マインドの問題なのかというあたりを伺いしたかったのですけれども、そこは大分御説明をいただいたかなと思っております。

追加でお伺いをしたかったのが、スライドの7ページのところで、上の半分では、その

農地貸借の下限面積という規制が、これが非常に自由度を奪っているというようなところがあつたのですが、大阪府が独自の制度で、かなりやりやすくなっているということは、国の規制を、ある意味、いじらなくてもできることはできるというような理解でよろしいのでしょうか。

○西辻代表取締役　そうです。一樣の下限面積というのは、確か5,000平米とかでやっているかと思うのですけれども、北海道とか別として、ただ、その下限面積は自治体が最終的に決めていいと、確かなっているはずなのです。ですので、もっと新規就農者を受け入れたいとか、この地域は田舎暮らしの人たちが増えてほしいというところは、1平米にしているところすらあるぐらいですから、そういった意味で、そういったところは、結構田舎暮らしの人が多く行ったりするので、今、地域活性化で地方に人がほしいとか、農的暮らしをしてほしいということであれば、みんな1平米にしたほうがいいのではないかと思います。

ただ、そうすると、地元の農業基盤が崩れるという方も、もちろんいらっしゃいますから、あれだとは思いますが。

○竹内委員　それはやり方として、地域、地域である程度基準を決めたほうがいいということ、そういうほうがメリットがあるのか、逆に、もう少し政府として、がんと緩和をする、その5,000を1,000にするとか5,000を500にするとか、そういった引き下げをするということがまず必要なのか、やり方としては、どちらが現場の実態をより踏まえて、いい形になるというようにお考えでしょうか。

○西辻代表取締役　農業は各地域によって、例えば稲作をやっているところがあつたりだとか、果樹であつたりとか、地域によって特色がありますから、地域によって下限面積が変えられるという、今の状況でいいとは思いますが、ただ、この大阪府の制度を知らない人たちも結構いたりだとか、例えば私たちが支援している地方の地域などでは、下限面積を勝手に変えていいのみたいなこと言う人たちもいたりするので、そういった通達をしてあげるといふレベルでいくのか、その管理を、例えば、国でまとめ上げる形で、各自治体に対して、あなたのところの下限面積は何平米でいくのかという話を取りまとめると、結構変わってくるのではないかと思います。

○竹内委員　なるほど、ありがとうございます。

もう一点、同じページで、スライド7なのですけれども、畑でレストランというイベントをしたけれども、これもちょっと衛生面からの規制と、農地転用からの規制とで、両方で難しかったということなのですけれども、こういうブランディングにつながるイベントというのがもうちょっと活性化していくようになるというのとは思うのですけれども、これが、また同じようなことになってしまうのですけれども、この制度の問題なのか、土地の農業委員会を含めて、地域の農業に関わっているルールの問題なのか、あるいは周りの農家さんのマインドの問題だったりとか、いろいろあると思うのですけれども、何をやれば、こういうことが進むというふうに思われているか。

○西辻代表取締役 これは、幾つもの要素があるのですけれども、一番大きいところは、今日は農水系の話ですけれども、多分、厚労省畑の話になると思うのです。

例えば、畑でとれたての野菜を調理して、それを一流のシェフが料理をして提供すると、最高においしい料理が食べられますみたいなことは、農業者は結構やりたいのですけれども、現状畑の上で、お金をいただいて料理を提供するというのは、保健所の面から難しいと言われてしまうので、今、みんなどうしているかということ、畑でとれたものを、一旦そのシェフがやっているレストランに運んで、調理をしてでき上がったものを持ってこないといけない。これは、かわいそうだなあと思っているのです。

畑の良さを出すためには、農家レストランの本質は、畑で行われたほうが良いと思うのです。そういうのは、保健所の面からあつたりします。

あと、それ以外のところでいくと、畑にキッチンを作りたいという方も結構いらっしゃるのですけれども、そういったとき、そこを転用しますというのがなかなか、その場所だけ転用で、キッチンでというのが難しいと。なおかつ、ガス、水道、電気を引くのはどうするかとか、そんなとこまできちんと書かないと作れない状況になっていまして、これも難しいなど。

ですので、いつもみんな狙うのは、農地の横に宅地がこれだけくっついている土地を狙うのですけれども、そんな農地はめったにないのですね。生産緑地で転用して、ここだけ残してあります、ここだけ転用して、ここだけレストランみたいな、こんな感じにしないと、農家レストランはできないというのは、ちょっとかわいそうなのではないかなと思っていまして、もし、うまく制度があるのであれば、やっていただきたいと思います。

○竹内委員 それは、主に厚労省の助成ということになるということですか。

○西辻代表取締役 もしくは、厚労省と農水省で交渉してもらって、それはオーケーにするとか、もし、そういうことがあればいいと思いますけれども。

○竹内委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 それでは、齋藤専門委員、お願いいたします。

○齋藤専門委員 うちは山形なのですけれども、山形も新規就農というか異業種から新たに農業にということで、この20年間で相当入っているのですけれども、ほとんどもう辞めています。

実態は、やはり農業自体が、西辻さんのほうは、いろんなサポートがあるので、ひょっとしたらこれが一つの解決策なのかもしれないのですけれども、例えば、国や県や何かから支援をいただいて、年間150万とか200万とか、いろんなところでそういうのがあって、農業者を迎え入れようという動きはあるのですけれども、実際、まず土地もない、機械がない、ハウスもない、車庫もないという状況でスタートした場合、やはり、地元の農家のサポートで、ただで借りた土地に、時々使わせてもらう農機具があり、それを保管する、お返しする、そういう格納庫がある場合は、何とか数年続けられるのですけれども、どうしても面積をある程度やらないと、飯食えないのですよ。

それで、補助が終わった途端、意地で頑張って2年ぐらいで、ほとんどまた異業種に去ってしまうというのが、現実です。

多分、数十人は入っていますけれども、一旦、ある程度のところまでいくのだけれども、継続ができないというのは、農業そのものは、売上は小さいのですけれども、それで飯を食うためには、ある程度の規模を張らないとだめ、それには、やはり機械なのですよ。

それで、サポート9で、初期投資の軽減で、農機具、ハウス貸し出しと、これが多分、継続できるかできないかのポイントになると思います。

あと、土地は藤田さんも言うように、これからもう5年もすれば、じゃぶじゃぶ出てくるので、全く支障なく、耕作放棄地のオンパレードだと思うので、問題なく受けられますけれども、機械がとんでもないほど高くなっていて、それを新規就農の人が、1000万の機械を買って頑張るってねと言われても、多分ペイしないし、だから機械のレンタルとか、ただ、今は機械のレンタルも世の中にあるのですけれども、高くて借りられないのですよ、一般のところから。

1日、10万とか20万というのはざらにあって、それも商売でやっているのだから、そういう機械を貸してもうけようというのではなくて、機械を貸せる中古農機を、どこかがストックして、本当に低廉な価格でお貸しできるような仕組みとか、それが県とか行政が作ってくれるのであれば、継続になるかもしれないけれども、この辺の機械の貸し出し、ハウスの料金とかというのは、どんな水準になっているのですか、ちょっと質問したいと思います。

○西辻代表取締役 まず前段としてなのですが、辞める人が多いところなのですが、弊社の卒業生ほとんど辞めないのです。

なぜ、辞めないのかというと、就農する際に、きちんと事業計画を作って、資金調達をして、その計画に基づいて運用するからだと思っておりまして、それが無い状態で就農してしまうということが問題だと思います。

ですので、きちんとそのときに、農機具に関して、ハウスに関して、ちゃんとリース料をその事業計画書の中に入れるとかということがあれば、少ないと思いますので、やはり勉強するということは、僕は大事だと思っていますというのが1つ。

もう一つの、農機具等のリース代金に関してなのですが、弊社といってもベンチャー企業ですので、うちがばんばんと農機具を買ってリースするみたいなことは難しいのです。

実質やっているのは、大手リース会社とのサブリース契約をしておりますので、大手リース会社さんが、一般の方に貸し出す金額と同じ金額です。

大手リース会社さんが直接出す場合と、弊社が出す場合に何が違うのですかということ、貸し出すまでの期間が違っていて、検討されてから6か月後にリースということではなくて、1週間でやってしまいますと、そのときの大手リース会社さんとうちの話というのは、うちの資本金を含めての、うちが担保になってのリースですので、早く回っていくという形ですから、金額に関しては、今、市場に流れている形とほぼ一緒の金額が流れていると、

こんな感じになっています。

サポート制度に関しては、弊社ではリデンという関連会社がありまして、AGMIRUというサイトをやっておりまして、そこは資材の比較サイトになっておりまして、こういった資材や農機具に関して、もっと見積もりをいろいろとって、安くできるような仕組みになればいいのではないかと考えておりまして、それはそれで進めていると、こんな状況です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、本間専門委員、お願いいたします。

○本間専門委員 御説明ありがとうございます。

最後のページの提案事項のところ、正に第1項目、農業者を支援する制度の充実、これは非常に重要な案件と言いますか、御提案だと思っております。特に、新規就農者だけではなくて、経営を教える人がいないのですね。

○西辻代表取締役 そのとおりです。

○本間専門委員 農業経営は、要するにもうけたいのだけれども、技術を教えるところは普及員だとか、営農指導員を含めてあるのだけれども、彼らは、結局、公務員とか農協の職員であるがゆえに、モチベーションはそんなに高くないわけですね。

だから本来であれば、農業でも経営コンサルタントが生まれて、自分がもうけるためには、コンサルティングをやる相手ももうけてもらわなければ困ると、そういうシステムを作るということが、個人的には非常に重要だと思っております。それを今担っているのは、実は税理士さんだったり、税理士さんは会計データを持っていますから、それから、畜産の場合だったら獣医師さんだったり、彼らは日々の観察で、牛で言えば、乳量等々データを全部把握していますから、経営がよく見えるわけです。

そういう、言わば、ある種ゆがんだ形で経営コンサルティングをやっているのが、今の日本の現状だと思うのです。

その意味では、普及員の制度の改革と、それに伴うアグリイノベーション大学校はすばらしいと思うのですが、その先に、その中で農業の経営コンサルタントを育てるような、そこをつなぐ人材育成というのは、すごく大事な点と、個人的にはずっと思っているのです。そのことについて、どうお考えですか。

それから、1番の制度の充実のために、具体的にどんな制度が望ましいと思っているか、その2点をお聞かせください。

○西辻代表取締役 分かりました。

まず、その2点の前に、1つ事例だけお話しすると、大体新規就農者、うちの卒業生が地元に行って、普及員の人に会うと、普及員の人からこう見られるわけなのです。俺の地域に来たかと、俺の言うことに従えと、この人は事業計画をきちんと作っているにもかかわらず、地域の特産物を無理やり作らされたりだとか、この補助金があるから、これを使えと、こんな感じに来るのですけれども、もうそういう時代は終わりにしないといけないと思うのです。

そういう意味で、普及員の人たちが、経営コンサルタントっぽくなれるような勉強の場を設けるのか、制度自体を変えてしまって、自治体の職員だとか、JAさんの人ではなくて、別のところで、さっきおっしゃられた税理士さんだとか、獣医師さんだとか、プロの人たちが、そういった役割を担うという機関があれば、それはめちゃくちゃいい話になるのではないかと思います。

実際、うちで困ったなと思った話でいくと、うちは、一応、新規就農者なのですけれども、ある地域で、トマトを栽培しようと、そうしたら普及員の方がいらっしゃって、この制度があるから使いなさいということで補助金を作って、ハウスを作って、それでトマトを作っていたのですけれども、なかなかうまくいかない。

それで、トマトのハウスを作った業者の人に、作り方を聞くと、こうやりなさいと言われてやりましたと、でも、普及員の方は、そのやり方は違うから、こうやれと、こう言われるわけなのです。

俺らの言うことを聞かないと、補助の要件を書き直してくれと、こうなるのです。これはナンセンスな話で、私たちだから、まだ我慢しましたけれども、新規就農者の方はかわいそうだと、そういう場面になると思っています。

制度の中身に関してなのですが、先ほどのように、第三者的な新しい機関を作って新規就農者を助けてあげられるような機関を作るというのも1つだと思いますし、普及員の教育に関して変えていくというのも1つあると思いますので、その部分が変わってくると、非常に面白いのではないかと思います。

ここにちょうど、普及指導員以外に指導農業士と書いてあるのですけれども、今、新規就農をしたときに、自治体のほうや、いろんなところから助けますよと、一杯いろんな人が来るのですけれども、誰に何を相談したかよく分からなくなってしまうということがあるので、その方々の機能も含めて、1つの機関でまとめてすることができれば、めちゃくちゃスムーズになるのではないかと思います。

そんな感じです。

○佐久間座長 それでは、南雲座長代理、その後、高橋議長代理で、林専門委員ということでお願いします。

○南雲座長代理 御説明ありがとうございました。

この農業に入ってこられる、新規参入される方の生き方に少し関わるようなところがあるので、肌実感を教えていただければと思っています。

27ページを見ると、入学する前の段階にいた業界が、IT・通信ネットワークとか半導体・電気、金融、食品・化学・医療、どちらかというとな農業と真逆のサラリーマンの方の像がどうしても浮かんできます。

もちろんサラリーマン生活で疲れて、自然の世界に戻りたいというのがあったり、ライフシフトで、二毛作、三毛作で人生のキャリアを変えられるというチャンスが来たという時代もあって、秘めていた自分の夢をかなえたいというような人もいるのではないかと思います。

います。

8ページを見ると、農業×異業種ということで、さっきは半農半Xというようなお言葉だったかと思いますがけれども、農業に全てをかけるというよりは、農業としても専門的にエンジョイしたい、貢献したいのだけれども、それ以外にもっているものも同様に追求していきたいというミックスの、ハイブリット型の感覚を持っている世代が増えていて、それを持つこと自体がモチベーションになっているのかなと思ったりもするわけです。

そうすると、どこの農地を手に入れるかといったときに、もちろん地方の一流の土地が手に入ればいいのだけれども、今、なかなかそれが難しい状況が、目の前の、足元の問題としてあるといったときに、私は少し参考になるなど思ったのが、フランスの事例なのですけれども、新規でビルを建てた場合のルーフトップは、太陽光発電か、ルーフトップ農園のどちらかにしなければならないという規制があるのです。

つまり、都会の半農半何とかという生活をしながら、農業についても新しいライフスタイルを築くというような機会を国が生み出している、もしくは市が生み出しているわけです。

半面には、気候温暖化のような、グリーンをふやさない、全地域、全人類が危ないという危機感もあったりするわけですがけれども、そういう新しい、今、置かれた環境とか、人の価値観をベースに、土地を生み出していく、職業観を作っていくというような、フランスで起こっているようなことというのは、今の日本には当てはまるかどうかという肌感覚をお聞きしたいと思います。

○西辻代表取締役 めちゃくちゃ当てはまると思いますね。半農半Xの中で、一番多いのは、今、おっしゃられたとおりで、仕事の半分は都市部で行っているのだけれども、仕事の半分は農業ですと。

この農業が、例えば、東京で、ふだん仕事をしていて、山形行けと言われると、ちょっとこれは遠過ぎるよという話になってしまいますので、できれば、今、住んでいる場所からそう遠くないところで、そういった空間とふだんの仕事があれば一番いいと思われている方が大多数です。

ですが、現状は、なかなか都市部のところで、もちろん農地はない状況があるので、しよがなく地元に戻って、農業の割合を多く、ITの仕事の割合をリモートワークにしてもらって少なくと、こういうような状況の人たちが多いです。

うちの学校の卒業生で、大野さんという方がいらっしゃるのですが、東京でゲームを作っている会社をやっておられたのですがけれども、今は奈良の実家に帰り、そこで農業を7割ぐらいで、ゲームのプログラミングを3割ぐらいでやっていると。

この方は、実家があるからというのがよかったのですがけれども、実家がないような方にとっては、東京でそういった新しい場所が出てくると、非常にいいというところがあります。

そういう意味で、ちょっとわがままな話をしてしまうと、もし宅地や屋上のようなところを農地にしたときには、税金面で優遇があれば、めちゃくちゃいいなどは思いますけれど

ども、そんなことを申し添えておきます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、次に、高橋議長代理、お願いします。

○高橋議長代理 認定新規就農者の要件のことですけれども、認定されるか、されないかで、その後の、いろんなことに関わってくるので、非常に認定というのは大事だと思いますが、この要件ですけれども、市町村が認定するわけですね。

そのときの要件というのは、かなり外形的に決められているのでしょうか。というのは、ちょっと見ると、市町村の基本構想に照らして適切なものであるとか、あるいは計画が達成される見込みが確実であることとかというのは、非常に外形的には分かりにくい条件になっていると思います。市町村で、誰が具体的に認定しているのか。それから、条件というのは、どこまで具体的に書き込まれているのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○西辻代表取締役 ほとんどの方々が、いきなり認定新規就農者の窓口のところへ、さあ取りに行くぞと言って取りに行く人はほとんどいなくて、ほとんどが公庫への相談から始まります。公庫への相談をしたときに、認定新規就農者向けの融資を受けたいのですがというのがほとんどの窓口です。

そこで、公庫の人に話をすると、認定新規就農者というのは、こういうことが必要なのだということで、ここからこれに照らし合わせてスタートするわけなのですが、ここで止まる人がほとんどです。

ですので、認定を行っているというよりも、窓口となっている、ここで落ちていく人たちが多いのです。

ですので、審査の段階に行く手前で止まっていますから、外形的な部分が非常に強くあるので、中身に関しては市町村に委ねられたりだとか、公庫の人の肌感覚で、そういったことが行われることが多くあると思います。

そこが、もし、きちんと定義されて、例えばフォーマットが統一されていたりだとか、そういうことがあればいいのではないかなというふうに思っています。

現状、一番ひどいなというものでいくと、農業大学校を出ているとオーケーと、これはおかしいなと思っております。こんな感じです。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、林専門委員、お願いします。

○林専門委員 ありがとうございます。

既に各委員からの御質問によって、30ページの懸案事項についての現状の問題点が、かなりクリアになってきたと思います。

私からは、新規就労者への農地のあっせん制度において、中間管理機構が機能していないというか、本来は新規就農者を増やすということも目的の1つであったと思うのですが、それが実際にワークしていないということについて、例えば、そういう実態につ

いて、苦情を申し出るような公的な場所はないのかというのが質問の1つ目です。

それから、所有にこだわらず、賃借の形でもいいのですけれども、先ほど、齋藤専門委員もおっしゃったように、補助金の切れ目が継続の切れ目みたいになってしまわないようにするには、ある程度、法人的な経営とか、最初から卒業生の方たちがグループになって、法人経営を目指して、ある程度の規模でもってスタートする、借りる土地もある程度の面積で始めていって、生産性、効率性を上げていくというようなこともあるのかなと思うのですが、そういった点について、現場感覚では、どのような御意見をお持ちか伺えればと思います。

○西辻代表取締役 マイファーム自身は、農地中間管理機構から農地を借りていますので、そのやりとりが流れていることはよく分かっているのですけれども、やはり現場の肌感覚的には、ある程度の資産規模があったりだとか、実績があるようなところで、規模拡大を目指せるようなところに対しては、積極的にコミュニケーションをしていただけますけれども、卒業したからということで、まだ実績がない状態の人が中間管理機構に行っても、なかなか農地を紹介してもらえないという現状は、まだまだあります。

ただ、そういった場合に、苦情をどこかに言うというふうになると、この人は苦情を言うというレッテルがついてしまいますので、まだ新規就農前にもかかわらず、それはかなり不利になると思いますので、みんな多分言っていないと思います。言うとなれば、うちに来るのではないかなと、こんな感じだと思います。

それで、例えば、僕のほうから思うところで行くと、農地中間管理機構に集まってきている農地の中でも、集約化できないような飛び地のところに農地があったりするのですけれども、そういったのは積極的に新規就農者向けの人のトライアル農地として、期間を短くだとか、例えば、巡回をするだとか、そこには、先ほどの普及員のようなものに代わる第三者機関がしっかりとアドバイスをして面倒を見るからという形で貸してあげるトライアル農地制度にすればいいのではないかなと、私は思ったりします。

それは、中間管理機構にかかわらず、各地域の農業委員会がそういうふうに独自の制度で、ちゃんと面倒を見る誰かがいるから、これは貸してやってくれと、こういうのを認めるようになれば、めちゃくちゃ変わると思います。

○林専門委員 法人経営の点はいかがでしょう。

○西辻代表取締役 法人経営の点に関してなのですが、卒業生が比較的法人を作りたいという方は多いのですが、私は、それほど最初からお勧めしていなくて、まずはトライアルで農業やってみて、いけるなと思ったら、どこかのタイミングで法人化してくださいというようなことをお伝えするようにしていますので、こんな感じですがけれども、やりたい意向を持っている人たちは多くて、卒業生の中には、集団で卒業時に一緒にやりますという方などもいらっしゃったりします。

○林専門委員 ありがとうございます。大変参考になる実務的な御意見をいただけたと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、いただいた時間も近付いてまいりました。

本当に、西辻様、ありがとうございました。

今日のお話で、先ほどの30ページにも、しっかりとまとめられておられると思いますけれども、今の農業者を支援する制度、普及指導員等の点検を含めて、やはり在り方の検討はしなければいけない。

あと、認定新規就農者の認定における公平性、実質的な公平性、さらに農地提供についての、本来の目的の1つでもある、新規参入の促進といったようなところも考えた上での在り方というのも、これから検討しなければいけないということで、現行制度の検証も含め、農林水産省と今後議論してまいりたいと思います。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

○西辻代表取締役 ありがとうございました。

○佐久間座長 それでは、議題2の審議は、これで終了とさせていただきます。

事務局のほうから、何かございますでしょうか。

○小見山参事官 次回の日程は、また調整の上、御連絡申し上げます。

○佐久間座長 ありがとうございました。

それでは、本日は、これで終了といたします。